

「出題の意図」

選抜区分	2020年度（選抜区分：一般前期） 法学部（科目名：小論文）
出題の意図 (評価のポイント)	<p>1. 出題の意図</p> <p>(1) 課題文選択の背景</p> <p>出典は、大屋雄裕『自由とは何か ― 監視社会と「個人」の消滅』(筑摩書房、2007)である。本書は、「自由」や「個人」などの我々の近代市民社会が前提としてきた様々な概念を軸として、従来考えられてきた図式とは異なった国家―社会―個人関係を描いて見せることで、再考を迫るものである。本問では、監視社会をテーマに、国家と自由・安全との関係について「国家権力の制約」よりもむしろ「国家に先行する危険」「国家等による安全」を指摘する箇所を取り上げた。</p> <p>課題文で筆者はまず、現代社会で歌舞伎町の防犯カメラやスーパー防犯灯など、多くの場面で治安維持のための監視が強化されていることを指摘したうえで、こうした監視に対して「人権」思想からの批判を紹介する。本来「人権」などの法理は国家権力を制約しその乱用を防止するためのものであったはずなのに、「人権」を守るために国家の市民社会への介入が強化されているという、「市民的法理の構造転換」が起きている、というものである。</p> <p>筆者はこうした見方を批判し、そもそも監視をしてでも安全を希求しているのは国民のものであり、こうした希望に基づいて国家が個人を侵害し、他方で個人を守るとするのは国家の本来的な作用であるという。また国家による人権侵害だけを問題視するのでは不十分である例として、監視を業務として行う南アフリカの企業を紹介している。</p> <p>そのうえで、個人の人権に対する国家の二面的な性格を述べる。すなわち、人権宣言や独立宣言が前提としていたのは、国家に先行する人権への危険であり、こうした人権への危険を抑止するために国家が合法的な暴力を独占した。この暴力の独占によって国家は我々の自由や安全への最大の潜在的脅威となるが、その独占は我々が望んだ、正義の実現のためのものだったのである。これを筆者は近代法の逆説と呼び、この二面性のために国家の過剰と過小のいずれも我々の自由と安全に対する危険となる。</p> <p>本問は、課題文が批判する人権観を理解したうえで、それに対する批判としてなされる筆者の叙述を正しく対置できるかを問うものである。監視という「必要悪」というべきものに対して、メリット・デメリットの両面を論じてもらうことが出題のねらいである。</p>

(2) 受験生に何を望むか

受験生には、まず、上述した「市民的法理の構造転換」という理解を批判して提示される「近代法の逆説」という図式を理解したうえで、適切な要約をする能力が求められる。次に、課題文の中心的内容である安全のために監視を強化することの是非について賛否を明らかにしたうえで、監視の強化の利点と欠点とを踏まえながら、自分なりに論理的・説得的に論述することが求められる。